

■回答者 鮫島正洋
弁護士・弁理士
■相談者 Aさん
会社を経営する社長

知的財産を守る

あなたの
知的財産、
大丈夫
ですか？

特許審査のプロセス①

結局、販売により新規性がなくなってしまった歩数計に改良を加えて特許を出願されたのですね。

歩数計に誤差表示を付けるというまったく新しい発想を思いついたので。

おもしろいですね。たしかに、電車に乗っていて歩いていないのに歩数カウントが増えてしまうこともありますからね。

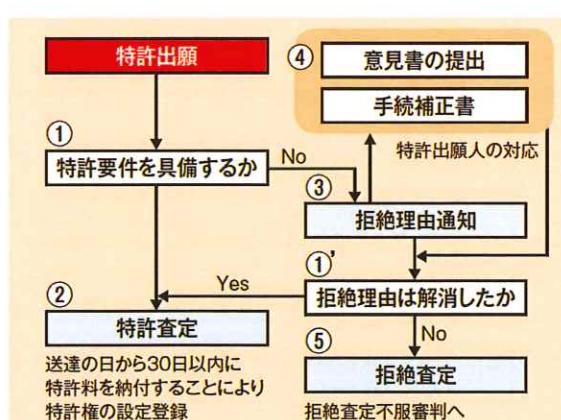
さて、先生、この特許出願は、どんな手続きで特許になっていくのでしょうか。

手続きの要諦①は、特許要件を具备するのか(②特許査定)、そうでないか(⑤拒絶査定)を特許庁が判断するというものです。

もし、せっかく出願しても、いきなり拒絶されて反論も許されないとしたら……。

特許なんて一度と出したくなくなりますね。

そこで、そういう不利益な処分をする場合は、処分の前にダメな理由を通知し(③拒絶理由通知)、反論や修正の機会を与えるのです(④)。



次回に続く◀

る場合も多々あるのです。

ちなみに、特許になるまでの期間はどのくらいでしょうか。

分野によって混んでいて遅かったり、空いていて早かったりなので、一概にはいえませんが、1~3年というところでしょ

うか。

思つたよりも時間がかかるのですね。どうにかなりませんか？

でも、手続補正書により特許出願を修正して特許を取得できる場合もあります。

でも、反論・修正しても「のれんに腕押し」で聞いてもらえないのでは？

さめじま・まさひろ

弁護士・弁理士。エンジニアなどを経て、2004年内田・鮫島法律事務所を設立、現在に至る。12年知財功労賞受賞。著書多数。小説『下町ロケット』の神谷弁護士のモデルとしても有名。